

議案第95号

令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第~~5~~<sup>4</sup>号）

令和5年度埼玉県和光市の一般会計の補正予算（第~~5~~<sup>4</sup>号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433,599千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~35,026,155~~<sup>35,104,089</sup>千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月12日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

令和5年度埼玉県和光市一般会計の補正予算（第~~5~~<sup>4</sup>号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		6,273,399		6,706,998
		<del>6,218,336</del>	433,599	<del>6,651,935</del>
	2 国庫補助金	1,472,661		1,906,260
		<del>1,477,767</del>	433,599	<del>1,911,366</del>
歳 入 合 計		34,670,490		35,104,089
		<del>34,592,556</del>	433,599	<del>35,026,155</del>

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 15,207,008 <del>15,342,752</del>	千円 433,599	千円 15,640,607 <del>15,776,351</del>
	1 社会福祉費	5,263,682 <del>5,473,426</del>	433,599	5,697,281 <del>5,907,025</del>
	歳出合計	34,670,490 <del>34,592,556</del>	433,599	35,104,089 <del>35,026,155</del>

議案第90号

令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第~~4~~<sup>5</sup>号）

令和5年度埼玉県和光市の一般会計の補正予算（第~~4~~<sup>5</sup>号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77,934千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~34,592,556~~<sup>35,026,155</sup>千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年11月30日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

令和5年度埼玉県和光市一般会計の補正予算（第~~4~~<sup>5</sup>号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金等		9,450	455	9,905
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	9,450	455	9,905
16 国庫支出金		<del>6,706,998</del> 6,273,399	△55,063	<del>6,651,935</del> 6,218,336
	1 国庫負担金	4,772,595	△60,407	4,712,188
	2 国庫補助金	<del>1,906,260</del> 1,472,661	5,106	<del>1,911,366</del> 1,477,767
	3 委託金	28,143	238	28,381
17 県支出金		2,336,206	△21,676	2,314,530
	1 県負担金	1,678,545	△29,014	1,649,531
	2 県補助金	460,244	7,338	467,582
20 繰入金		1,832,824	292,337	2,125,161
	1 基金繰入金	1,784,360	292,337	2,076,697
22 諸収入		286,370	174,313	460,683
	5 雑入	229,877	174,313	404,190
23 市債		2,476,400	△468,300	2,008,100
	1 市債	2,476,400	△468,300	2,008,100
歳 入	合 計	<del>35,104,089</del> 34,670,490	△77,934	<del>35,026,155</del> 34,592,556

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		272,491	△889	271,602
	1 議会費	272,491	△889	271,602
2 総務費		3,245,207	106,780	3,351,987
	1 総務管理費	2,136,195	114,903	2,251,098
	2 徴税費	360,034	△12,061	347,973
	3 戸籍住民基本台帳費	324,650	△7,577	317,073
	4 選挙費	133,733	4,713	138,446
	5 統計調査費	12,474	1,529	14,003
	6 監査委員費	31,824	1,833	33,657
	7 生活環境費	82,448	857	83,305
	8 自治振興費	163,849	2,583	166,432
3 民生費		<del>15,640,607</del> 15,207,008	135,744	<del>15,776,351</del> 15,342,752
	1 社会福祉費	<del>5,697,281</del> 5,263,682	209,744	<del>5,907,025</del> 5,473,426
	2 児童福祉費	7,978,568	△177,153	7,801,415
	3 生活保護費	1,928,918	102,916	2,031,834
	4 国民年金事務取扱費	35,540	237	35,777
4 衛生費		2,439,197	23,530	2,462,727
	1 保健衛生費	1,063,832	18,816	1,082,648
	2 清掃費	1,375,365	4,714	1,380,079
6 農林水産業費		65,172	613	65,785
	1 農業費	65,172	613	65,785
7 商工費		81,131	1,662	82,793
	1 商工費	81,131	1,662	82,793
8 土木費		3,022,466	210,242	3,232,708
	1 道路橋りょう費	1,173,592	5,901	1,179,493
	3 都市計画費	1,830,819	204,341	2,035,160
9 消防費		1,181,675	24,000	1,205,675
	1 消防費	1,181,675	24,000	1,205,675
10 教育費		4,753,867	△579,562	4,174,305
	1 教育総務費	463,824	3,836	467,660
	2 小学校費	2,172,774	△659,538	1,513,236
	3 中学校費	574,178	1,693	575,871
	4 社会教育費	781,472	57,810	839,282

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 保健体育費	761,619	16,637	778,256
11 公債費		2,097,399	△54	2,097,345
	1 公債費	2,097,399	△54	2,097,345
歳	出	<del>35,104,089</del>		<del>35,026,155</del>
	合	<del>34,670,490</del>	△77,934	<del>34,592,556</del>
	計			



第 2 表

地 方 債 補 正

( 追 加 )

起 債 の 目 的	限 度 額
和光北インター東部地区土地区画整理組合活動支援事業	83,100
寺の上地区急傾斜地崩壊対策事業	18,000
坂下公民館駐車場用地取得事業	28,700

( 変 更 )

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第三小学校用地取得事業	1,305,000	普通貸借 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、金利見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(単位：千円)

起債の方法	利率	償還の方法
普通貸借 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、金利見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(単位：千円)

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
706,900	普通貸借 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、金利見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。